

府中市生涯学習センター指定管理者候補者選定基準

(目的)

第1 この基準は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年6月府中市条例第11号。以下「条例」という。)第4条の規定により、府中市生涯学習センター指定管理者候補者(以下「候補者」という。)を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2 府中市生涯学習センターにおける指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、各委員等は、条例第4条に基づき次のとおり選定を行う。

- 2 事前審査 指定管理者応募者(以下「応募者」という。)から提出された、資料等により、府中市生涯学習センター指定管理者募集要項の「応募資格」に定める選定会議の対象事業者となり得るかを、事務局において調査・確認・審査する。
- 3 一次選定 前項において資格を有する事業者を対象に、提出された資料等にもとづき事業者の選定を行う。
- 4 二次選定 前項において選定された事業者が、その提案についてのプレゼンテーションを行い、その結果において候補者を選定する。なお、プレゼンテーションの順番は、一次選定後、委員立会いの下、事務局において抽選で決定するものとする。

(審査)

第3 一次選定に当たっては、各委員が別表1に定める一次選定基準表により、二次選定においては、別表2に定める二次選定基準表により、それぞれ採点した後、選定委員会において協議・選定する。

- 2 一次選定においては評価合計点の上位5者以内を二次選定対象事業者とし、二次選定においては、二次選定の評価合計点の上位1者を指定管理者候補者として、次の順位の事業者を次点事業者として選定する。ただし、一次選定の総得点が100分の50に満たない場合は、二次選定の対象外とする。
- 3 二次選定において、複数の事業者が最高点を獲得した場合には、選定委員会において協議し、指定管理事業者候補者を選定する。

(雑則)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

(別表1) 一次選定基準表

区分	No.	審査項目
団体の 安定性	1	団体の経営状況の健全性及び管理運営を安定して行う人員及び資産の保有について（財務状況）
	2	団体として管理運営を安定して行うことができる能力及び実績について（事業能力）
サービス向 上かつ公平 性	3	利用者の公平な施設利用の確保について
	4	利用者ニーズの把握、サービスの向上と満足度の向上に繋げるための仕組みづくりについて
	5	多様な利用者が積極的に施設を利用できるようICTの活用や、ユニバーサルデザインに配慮した施設の運営について
事業計画	6	施設の設置目的や基本方針、運営方針との整合性について
	7	指定管理期間中の事業計画や目標の具体性について
	8	要求水準に求める生涯学習に係る事業計画について
	9	環境／社会(SDGs)に配慮した管理運営について
	10	地域・団体・事業者・行政等との協働や連携のための方策について
	11	モニタリングを活用した事業改善の意欲の有無について
効率的管理	12	収支計画の妥当性について
	13	管理経費の縮減を図るための方策について
	14	施設の利用率向上のための方策について
	15	利用者とのトラブルの未然防止、対応についての方策について
	16	管理運営に必要な人員確保と人員の能力向上のための研修等の計画について
	17	施設及び備品等の適切な維持管理のための方策について
個人情報保 護管理、情 報公開及び 危機管理	18	情報公開・個人情報保護管理等への配慮について
	19	緊急時に即応した安全管理のための体制の整備について
その他	20	府中市の生涯学習に係る施策や事業への深い理解について（「学び返し」）

※ 5点…特に優れている、4点…優れている、3点…普通、2点…やや不十分な提案である、1点…不十分な提案である

① 評価項目を5～1点で採点する。

② 委員の合計点を100点満点で表し、総合評価とする（100点を満点とし、最低を20点とする。）。

(別表2) 二次選定基準表

選定基準・評価項目等		重点項目
1 安定的かつ質の高いサービスの提供		
(1)	事業実施にあたって、公平かつ積極的な利用に向けた実現性がある提案がされていることが確認できたか。	
(2)	利用率の向上に関する積極的かつ計画的な提案であることが確認できたか。	
(3)	府中市の生涯学習推進行政についてよく理解し、適切な事業提案であることは確認できたか。	○
(4)	市民や市との協働について具体的かつ積極的な提案であることが確認できたか。	
2 効率的・効果的な施設管理		
(1)	効率的・効果的な施設運営を実施するための提案を確認できたか。	○
(2)	利用者の安全確保や関係法令の遵守が図られた提案を確認できたか。	

(3)	施設の管理経費の縮減を図るための方策が優れていることが確認できたか。	
3 要求水準の内容を捉えたプレゼンテーション		
(1)	プレゼンテーション全体にわたって、生涯学習センターの指定管理者として市の要望を捉えた提案や展望・熱意などが感じられたか。	

※ 10～9点…優れている、8～7点…やや優れている、6～5点…普通、4～3点…やや劣っている、2～1点…劣っている

- ① 評価項目を1～10点で採点する。
- ② 重点項目については点数に2を乗じた数を得点とする。
- ③ 委員の合計点を100点満点で表し、総合評価とする
- ④ 二次審査の得点が同点となった場合は、重点項目の得点が高い事業者を上位とする。なお、同点の場合は一次審査の得点が高い事業者を上位とする。それでも同点の場合は委員同士で協議のうえ、事業者を決定する。